

発委第2号

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例について

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月20日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、長久手市議会基本条例第22条第2項の規定に基づき、同条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

## 長久手市議会基本条例の一部を改正する条例

長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な議事機関としての責任を担っている。</p> <p>地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。</p> <p>議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。</p> <p>（議会の責務）</p> <p>第2条 議会は、行政運営について審議し、議事機関としての責務を果た</p> | <p>議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な意思決定機関としての議決責任を担っている。</p> <p>地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。</p> <p>議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが第一の使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。</p> <p>（議会の責務）</p> <p>第2条 議会は、行政運営について審議し、議決機関としての責務を果た</p> |

さなければならぬ。

2及び3 (略)

4 議会は、常に向上心を持ち、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_議会改革を推進するものとする。  
(議長の責務)

第3条 (略)

2 災害発生時等、議会と市長との調  
整が必要とされる場合において、議  
長は議会を代表して必要な対応を  
行うものとする。

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し\_\_\_\_\_  
その有する情報を発信し、\_\_\_\_\_共  
有を推進するとともに、その情報に  
ついて説明責任を\_\_\_\_\_果たすよう  
努めなければならない。

2及び3 (略)

4 議会は、議会活動を市民に伝え、  
市民と議員とが自由に意見及び情  
報を交換するための報告会及び意  
見交換会を\_\_\_\_\_開催するもの  
とする。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上の  
ため、\_\_\_\_\_政策立案及び政策提  
言に努めるものとする。

第13条 議会は、議員による討議の  
場であることを認識し、議員相互間

さなければならぬ。

2及び3 (略)

4 議会は、常に向上心を持ち、更な  
る議会改革を推進するものとする。  
(議長の責務)

第3条 (略)

2 災害発生時等、議会と市長との調  
整が必要とされる場合において、議  
長は議会を代表して必要な対応を  
行うものとする。

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し積極的に  
その有する情報を発信し、情報の共  
有を推進するとともに、その情報に  
ついて説明責任を十分果たすよう  
努めなければならない。

2及び3 (略)

4 議会は、議会活動を市民に伝え、  
市民と議員とが自由に意見及び情  
報を交換するための報告会\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を定期的に開催するもの  
とする。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上の  
ため、積極的な政策立案及び政策提  
言に努めるものとする。

第13条 議会は、議員による討論の  
場であることを認識し、議員相互間

|  |   |
|--|---|
| <p>の討議を中心とした運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において_____議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を_____果たさなければならない。</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 事務局長その他の議会事務局職員は、議長が任免する。</u></p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第17条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して<u>議会広報紙その他の手段</u>で公表するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第21条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての<u>機能の保持</u>を図るよう努めるものとする。</p> | <p>の討議を中心とした運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において<u>十分な討論及び議論</u>を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を<u>十分に</u>果たさなければならない。</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第17条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して<u>議会だより</u>_____で公表するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第21条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての<u>体制の整備</u>を図るよう努めるものとする。</p> |
|--|---|

この条例は、令和7年4月1日から施行する。